

東日本大震災で被災した資産をお持ちの方へ

～ 固定資産税・都市計画税の軽減措置 ～

土地について

東日本大震災により滅失した住宅の敷地を所有する方、または代替土地を取得した方へ

1. 東日本大震災により滅失又は損壊（半壊以上）した住宅の敷地については、賦課期日（1月1日）において、住宅が再建されず空き地（更地）状態であっても、引き続き住宅の敷地とみなし令和8年度分の課税まで住宅用地の特例を適用します。
2. 東日本大震災により滅失又は損壊（半壊以上）した住宅の敷地の所有者が、その代替土地を令和8年3月31日までの間に取得した場合には、代替土地のうち被災した住宅の敷地相当分について、取得後3年度分、住宅用地とみなし、住宅用地の特例を適用します。

※代替土地について、特例の適用を受ける方は特例適用申請書が必要です。

固定資産税においては、居住の用に供する専用住宅などの敷地については、次の特例措置が講じられています。

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（200㎡までの部分）	評価額の1／6	評価額の1／3
一般住宅用地（200㎡を超える部分）	評価額の1／3	評価額の2／3

※ 都市計画税は旭地域の農用地区域以外にある土地及び家屋に課税されます。

家屋について

東日本大震災により滅失又は損壊（半壊以上）した家屋に代わる家屋を取得した方へ

1. 東日本大震災により滅失又は損壊した家屋の所有者が、当該被災家屋に代わる家屋を令和8年3月31日までの間に取得した場合には、被災代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、取得後4年度分は2分の1、その後2年度分は3分の1に相当する税額を減額します。

特例措置を受けるためには申請が必要です。新・増築家屋については家屋調査時に担当者がご説明いたします。中古家屋等、すでに家屋調査が終了している家屋を取得した場合は、税務課資産税班で手続きをしてください。

2. 旭市では上記の特例措置が適用されるもののうち、令和8年3月31日までに自己の居住のために取得された住宅については、固定資産税及び都市計画税を減免いたします。これにより、国の特例措置とあわせて代替家屋については6年間、固定資産税及び都市計画税が全額免除となります。

項目	国の特例措置	市の減免措置
被災場所	問わない	旭市内で被災
被災家屋の被災の程度	滅失又は損壊（半壊以上）	同左
家屋の用途	限定なし	住宅のみ
対象床面積	被災家屋の床面積相当分	代替住宅の床面積相当分
固定資産税・都市計画税の減額・減免額	最初の４年間 1/2 を減額 その後 2 年間 1/3 を減額	左の減額後の税額全てを 6 年間免除
代替家屋の所有者の要件	・被災家屋の所有者 ・被災家屋の所有者の相続人 ・被災家屋の所有者と同居する 3 親等以内の親族	左の条件を満たし、かつその住宅に居住していること。
申請書の提出	必要	不要（左の申請書により判断します。）

償却資産について

東日本大震災に係る代替償却資産に対する固定資産税の特例について

東日本大震災により、滅失や損壊した償却資産の所有者等が、代わりの償却資産として令和 8 年 3 月 31 日までの間に、被災地域内において取得したり、改良した場合、取得の翌年度から 4 年度分の課税標準額が 2 分の 1 に軽減されます。

問い合わせ・申請先
税務課資産税班
TEL 62-5323